

市町村 処理欄	台帳	新年	
------------	----	----	--

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

泉崎村長様	年月日提出	異動日の翌月の10日までが提出期限となっています。	指定番号	
-------	-------	---------------------------	------	--

※ 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、
新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段(転勤等による特別徴収届出書)の事柄を記入し、一月一日現在の
の住所地(課税地)の市町村長に送付してください。

給与 (特別徴収義務者) 支給者	所在地・名称 〒	連絡先		給与 所得者	受給者 番号	氏名 (生年月日)	旧姓 ()	
		係	氏名		個人番号			
		TEL	TEL		住所	1月1日現在		
		個人番号又は法人番号			住所	異動後の住所		

(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の 事由	異動後の未徴 収税額の徴収	退職時までの 給与支払額
円	月から 月まで 円	円		1. 退職 2. 転勤(職) 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由)	円 控除社会 保険料額 円

◎ 退職等により徴収できなくなった残税額は
一括徴収をし、下の欄に記入して下さい。

一括徴収申出日	一括徴収税額 (左記(ウ)と同額)
年月日	円
一括徴収した税額は	異動者印
月分で納入します。	

・退職者の未徴収税額について
1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額につ
いては、退職時に一括徴収することが義務づけられてい
ます。
なお、それ以外の間に退職された方についても、本人
に了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してくだ
さるよう、お願いいたします。

6月分	
7月分以降	

◎ 転勤等による特別徴収異動届書 (転勤先の事業所を経由して、市町村長あて
送付して下さい。(左欄外参照))

上記の者に係る 月割額 円を 月分から 徴収し、納入します。	給与 (特別徴収義務者) 支給者	所在地・名称 〒	指定番号	
			受給者番号	
			連絡先 係 氏名	
			TEL	
個人番号又は法人番号				

特別徴収異動連絡書 (届出者は記入しないで下さい。)

指定番号	受給者番号	地区	世帯	宛名番号	徴収月	異動事由	更正月	転勤(職)後		切替月
								指定番号	受給者番号	

異動 処理月

退職時までの給与支払額	控除社会保険料額
-------------	----------